

IASBの最近の動向について

国際会計基準審議会（IASB）理事 山田辰己

1. 2004年のIASBの活動

(1) IASBが完成させたIFRS

	新設・改訂基準	公表時期
IFRS2	株式報酬制度	2004年2月
IFRS3	企業結合、同時にIAS第36号（資産の減損）及びIAS第38号（無形資産）も改訂	2004年3月
IFRS4	保険契約（第1フェーズ）	2004年3月
IFRS5	処分のために保有される非流動資産と廃止事業	2004年3月
IAS39	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ（IAS第39号の部分改訂）	2004年3月
IFRS6	鉱物資源の探査と評価	2004年12月
IFRS19	数理計算上の差異、グループ年金制度及び開示（IAS第19号（従業員給付）の部分改訂）	2004年12月
IAS39	金融資産・金融負債に係る経過措置及び当初認識（IAS第39号の部分改訂）	2004年12月

(2) FASBと合意した検討事項

検討議題	概要
概念フレームワーク	両者の概念フレームワークのすべてを再検討するのではなく、今後両者の会計基準の統合化を進める上で短期に成果の出る可能性の高い項目、すなわち複数の会計基準に影響を与えるような横断的な論点に焦点を当て、その共通化を図る。2005年第一四半期から検討が開始された。
従業員給付	予測単位積増方式の中で将来の昇給率を加味することの妥当性の検討及び数理計算上の差異に関する未認識処理（コリドー）及び遅延認識処理の妥当性を検討する。

審議事項（１）

連結及びS P E	連結範囲の決定に当たり、米国基準では特別目的会社とそれ以外の会社とで判定基準が異なっているが（変動持分と持株比率）、I A S 第 2 7 号では支配力基準によって判定している。両者を後者の考え方で統合することを目的とする。
リース	ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースという区分をやめ、利用権を認識する方向での基準化を図る。賃借人はリース物件の利用権を資産として認識し、その対価の支払義務を負債として認識する。賃貸人は対価の受領権を資産として認識する。
無形資産	研究開発費を始めとした無形資産の会計処理の相違の解消を図る。
負債の認識の中止	収益認識プロジェクトとも関連するが、いつの時点で負債の認識の中止を行うべきかを検討する（負債の認識の中止時点で収益の認識が行われる）。
金融商品	基準の簡素化と両者の基準の統合化を図る。
公正価値による測定	公正価値をどのように測定するかについて定める会計基準で、F A S B は 2 0 0 4 年 6 月に公開草案を公表している。I A S B は、統合化を目指しその内容を検討する。
金融商品 - 負債と資本の区分	負債と資本の両者の性格を併せ持つ金融商品の区分の問題を扱う。I A S B は、統合化を目指しその内容を検討する。
保険契約第 2 フェーズ	保険契約の新たな会計基準の設定を目指す。F A S B は、統合化を目指しその内容を検討する。

（注）上表の最後の 3 つの議題のうち、公正価値測定と金融商品（負債と資本の区分）プロジェクトは、既に F A S B が、保険契約プロジェクトは I A S B が、それぞれ単独で取り組んでいるプロジェクトである。しかし、最終的に基準化を図る段階までには、両者の共同プロジェクトとし、最終的には同じ内容を有する会計基準を設定する予定である（このようなアプローチを「修正アプローチ」と呼んでいる）。

2. 新規プロジェクト

(1) 概念フレームワーク

2004年10月に開催されたIASBとFASBの合同会議において、両者の概念フレームワークを統合・改善し、共通の概念フレームワークを開発する合同プロジェクトを立ち上げることが合意されている。複合アプローチ（hybrid approach）を採用することが既に合意されている。複合アプローチでは、両者の概念フレームワークのすべてを再検討するのではなく、今後両者の会計基準の統合化を進める上で短期に成果の出る可能性の高い項目、すなわち複数の会計基準に影響を与えるような横断的な論点に焦点を当てて検討を行い、その共通化を図ることが意図されている。

これまでに合意が得られた項目は次の通りである。

- (a) 本プロジェクトにおける概念フレームワークが検討対象とすべき企業の範囲として、プライベート・ビジネスセクターを中心に議論を行うものの、そこでの検討成果が得られた段階で、それがプライベート・ノンプロフィットセクターに適用できるかどうかを検討するというアプローチを採用する。
- (b) プロジェクトの進行に当たって優先度の高いものとして、財務報告の目的、質的特徴、構成要素及び認識を取上げる。
- (c) プロジェクトの作業は、いくつかの段階に分けて行うこととし、第1フェーズでは、両者のフレームワークの統合を目指すものの、同時にそれらの内容の改善も行う。当面は、財務報告の目的、質的特徴、構成要素、認識及び測定分野を取上げる。また、第1フェーズでの統合及び改善の進展に伴って、短期的に成果の得られやすい各会計基準に横断的に存在する問題点（例えば、probableという言葉の意味をかなり確率の高いものと定義するFASBと50%超と定義するIASBとの考え方を優先的に検討する。
- (d) プロジェクトの成果として公表する文書は、単一文書とし、その冒頭に要約を付すと同時に、結論の背景も加える。
- (e) 本プロジェクトのスタートに当たり、概念フレームワークの見直しの必要性について関係者に正確に理解してもらう必要があるとの認識から、2種類のコミュニケーション・ドキュメントを公表する。第1の文書は、概念フレームワークがどうして基準設定に当たり有用なのか、どうして両基準設定主体が共通した概念フレームワークを必要とするのか、どうして概念フレームワークの改善が必要とされるのかといった点を明確にし、会計基準の設定に概念フレームワークを用いない国々を含む関係者に本プロジェクトの重要性を認識してもらうことを目的とする（2005年1月か2月上旬に公表予定）。第2の文書は、日常的に会計基準の設定に関係しないものの会計基準に関心を寄せている関係者（例えば企業の経営者）に本プロジェクトの重要性を理解してもらうことを目的とする（第1の文書とほぼ同時期の公表を予定）。

(2) セグメント情報

2005年1月に開催されたIASB会議において、IAS第14号（セグメント情報）を米国会計基準との短期統合化プロジェクトの1つとして取上げることが決定された。今後、IAS第14号を米国財務会計基準書（SFAS）第131号（企業のセグメント及び関連情報に関する開示）に合わせる方向で検討が行われる（マネジメント・アプローチの採用）。IAS第14号を新IFRSで置き換える方向で検討することになると思われる（今後の予定は未定）。

両者の主要な相違点は次の通り。

(a) セグメントの識別

IAS第14号では、事業別セグメント又は地域別セグメントを企業の構成要素として区別することを求めている（リスクとリターンの違う事業を区別する）。また、セグメントは、外部からの収益が過半を占めていなければならないとされている。しかし、SFAS第131号では、企業の最高業務意思決定者（chief operating decision maker）が定期的に検討する事業セグメントによる報告を求めており、収益が内部売上だけであってもセグメントとして区別できる。

(b) セグメント情報の測定

IAS第14号では、連結財務諸表に適用されるのと同じ会計方針がセグメント情報にも適用されなければならないが（トップダウン・アプローチ）、SFAS第131号では、そのような首尾一貫性は求められていない（ボトムアップ・アプローチ）。

(c) 開示

IAS第14号では、基本的報告様式と補足的セグメント情報の開示が求められるが、SFAS第131号では、補足的セグメント情報の開示は求められない。IAS第14号では、基本的報告様式において、セグメント別収益、セグメント別費用、セグメント別損益、セグメント別資産、セグメント別負債、資本的支出及び減価償却費等の情報開示が求められている。SFAS第131号では、最高業務意思決定者が利用しているセグメントについて、セグメント別損益やセグメント別資産の開示が求められるが、セグメント別損益は、売上総利益、営業損益又は税引後損益など、企業によってその内容が異なる。さらに、セグメント別損益に外部顧客からの収益、利息収益、利息費用又は減価償却費などが含まれていれば、開示が求められる。セグメント別資産についても、持分法適用会社への投資などの開示が求められる。

3. ワーキング・グループの活動状況

I A S B がこれまで議論を進めてきたものの、その方向性について議論が分かれている 3 つのプロジェクト（保険契約、金融商品及び包括利益の報告）で、それぞれの分野に詳しい関係者から意見を聞くための新たな組織として、ワーキング・グループが設置された。それぞれのワーキング・グループには、日本から 2 名ずつが参加している。ワーキング・グループは、プロジェクトの進むべき方向性や目指すべき会計基準のあり方について、あるべきディスクロージャーという観点から I A S B 及びそのスタッフに助言を行うことが期待されている。なお、このグループは、あくまでも助言を行う組織であり、会計基準の方向性を決定する権限は有していない。

- (a) 保険ワーキング・グループは、2004年9月、11月及び2005年1月に開催されている（次回は2005年4月）。
- (b) 金融商品ワーキング・グループは、2004年9月に開催されている（次回は2005年2月）。
- (c) 包括利益の報告ワーキング・グループは、2005年1月に開催されている（次回は2005年5月頃を予定）。

4. その他のプロジェクトの現状

(1) 企業結合（第2フェーズ）

第2フェーズでは、パーチェス法を適用する際に生じる問題点を詰めている。公開草案は、2005年第一四半期に公表される予定である。

- ・ パーチェス法を適用するための作業原則
- ・ 企業結合の対価として発行される株式の測定日
- ・ 被取得企業の識別可能資産・負債の公正価値を決定するためのガイダンス
- ・ 少数株主持分に相当するのれんの認識（全部のれん方式）
- ・ 少数株主持分からの取得は資本の部の変動として会計処理（少数株主持分は資本の部で「非支配持分」として表示され、親会社持分は「支配持分」とされる）
- ・ 株式の段階的取得の会計処理

全部のれん方式の採用（購入のれん方式を禁止し、少数株主持分に係るのれんも認識）

【全部のれん方式と購入のれん方式】

	少数 40%	親会社持分 60%	
子会社の識別可能純資産の公正価値 1,200	480	720	
	120	購入のれん 180	子会社の公正価値 1,500
全部のれん 300	=	取得原価 900	

全部のれん（300）＝被取得企業の純資産の公正価値（1,500）－被取得企業の識別可能資産・負債の公正価値（1,200）

段階取得の会計処理

事 態	会 計 処 理
段階取得による企業結合	支配を取得した時点の公正価値で投資を測定し、当該投資の簿価と公正価値の差額（投資にかかる保有損益）を損益計算書で認識する。また、のれんは全部のれん方式によって、被取得企業の純資産の公正価値と識別可能資産・負債の公正価値の差額として認識される。
支配獲得後の親会社による追加取得	追加取得を資本取引と見る（親会社から少数株主への資産の移転と見る）。親会社持分の増加を自己株式の取得とみなし、少数株主持分の簿価の減少額と親会社の追加投資額との差額は資本として処理する（追加取得から損益は認識しない）。
支配獲得後の親会社持分の減少	支配が継続しているので、親会社持分の減少額を自己株式の売却と見る。親会社の投資の減少額と受領した対価の差額は資本として処理する（支配が継続する親会社持分の減少取引から損益は認識しない）。
支配の喪失を伴う親会社持分の減少	残った親会社持分をその時点の公正価値で測定するとともに、売却損益を認識する。この場合、残余持分が20%から50%の範囲であっても、支配を喪失した時点で公正価値で測定し、この時点から新たに持分法の適用を開始する。

（注） １．段階取得の会計処理は、本来企業結合とは無関係であるが、内容に関連性があるため、企業結合と並行して検討することとされている。公開草案は、企業結合（ＩＦＲＳ第３号の改訂）とＩＡＳ第２７号（段階取得）及びＩＡＳ第３７号（偶発負債）の３つに分けて公表される予定。

２．段階取得の会計処理の特徴は、次の通り。

- ・ 支配獲得時にそれまでの投資を公正価値で再評価し投資損益を認識する。
- ・ 支配を有している期間中の少数株主との取引からは損益を認識しない（追加取得によって発生する投資差額や一部売却による売却差額は、自己株式の売買に準じて、資本の部の増減として認識する）。
- ・ 支配を喪失した時点では、支配喪失後も残る投資を公正価値で測定するとともにその時点で売却損益を認識する。この結果、１００％子会社の上場に伴って親会社が株式の一部を売却する場合、上場後も子会社（例えば６０％）であるような場合には、これまで売却損益とされてきた親会社の投資の減少額と受領した対価の差額は、今後は資本として処理され、損益としては認識されない。）

（２）収益認識プロジェクト

このプロジェクトは、２００２年６月に開始されたＩＡＳＢとＦＡＳＢの共同プロジェクトであるが、ＦＡＳＢ主導で進められている。ＦＡＳＢでは、米国の概念フレームワークと１８０を超える収益認識のための詳細なガイダンスとの間、詳細なガイダンス間及び概念ステートメント第５号と第６号との間に矛盾が存在していることから、これらを解決するための、概念フレームワークの見直し及び収益認識のための包括的な会計基準の作成を目指している。一方、ＩＡＳＢでも、概念フレームワークの見直し及びＩＡＳ第１８号（収益認識）の改善のための改訂を目指している。

収益認識に関しては、資産・負債の変動によって収益を定義する考え方（概念ステートメント第６号）と実現及び稼得過程終了をもって収益を定義する考え方（概念ステートメント第５号）の２つのアプローチがあるが、本プロジェクトでは、資産・負債アプローチに基づく包括的収益認識基準の作成を目指している。

資産・負債アプローチを採用する理由には、次のようなものがある。

- (a) マルチプルエレメント契約（収益の内容が、製品の引渡し・製品保証等いくつかの段階から構成されている契約）の各エレメントにつき、実現・稼得がどの時点で発生したかを画一的に識別することが困難である。
- (b) 全ての産業・取引に画一的に適用できる実現及び稼得過程の終了という定義を行うことが困難である。

- (c) 実現・稼得アプローチで認識される繰延費用・繰延収益は概念ステートメント第6号で定義する資産・負債の定義を満たさない。

広義の収益（income）・収益（revenue）の定義

- (a) 広義の収益：広義の収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形をとる経済的便益の増価であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。（FW第70項(a)）
- (b) 収益：収益は、企業の通常の活動の過程において発生し、売上、報酬、利息、配当、ロイヤルティー及び賃貸料を含むさまざまな名称で呼ばれている。（FW第74項）

契約上の履行義務の会計処理（顧客の視点と報告企業の視点）

企業が契約によって引き受けている履行義務をどのように解釈するかについては2つの考え方があるが、IASB・FASBは「法的解放金額」に基づく履行義務の認識・測定を志向している。「法的解放金額」という考え方の特徴は、企業の履行義務解消のためのベンチマークが外部に存在していると仮定している点及びそのベンチマークとの比較において、企業のパフォーマンスが測定されるという点である。

- ・ 「法的解放金額（legal layoff amount）」（企業に残存するすべての債務を履行する法的な責任を引き受けてもらうために、測定日において第三者に支払われなければならない価格）
- ・ 「顧客対価額（customer consideration amount）」（履行義務は、顧客が企業に支払った対価であり、企業が履行義務を果たさなかった場合に顧客に返却しなければならない金額）

例示

現在までのところ、契約当初で顧客から現金を受領したという特殊なケースしか検討しておらず、契約時点では現金の授受のない未履行契約（物品の引渡しまで現金の授受のないケース）については議論されていないが、次の例でこのアプローチを簡単に紹介する。

【例】A社は、顧客に対して製品Xを1,000で販売する契約を締結し、契約時点で顧客から1,000を受領した（A社が契約を履行しなかった場合には、1,000を返還する義務がある）。A社は、製品Xを卸売市場から600で調達することができる。

この設例の場合、A社が顧客に負っている履行義務については、2つの見方がある。1つは、A社が契約を履行しなかった場合に顧客から受取った1,000を返還する義務を履行義務と見て、債務は1,000と考える考え方（「顧客対価額」）。もう1つは、A社が契約を履行し顧客に対する義務から解放されるには、製品Xを卸売市場から600で購入してくればよいので、A社が負っている履行義務は600であると考えた考え方（「法的解放金額」）である。もし、後者の考え方を採用すると、契約時点で

A社は1,000の現金を受取るものの、履行義務は600なので、400の差額が生じる。後者の見方では、これは履行義務ではないため、収益として認識される（純資産が400増加するので、それを収益として認識する）。

この設例のように、資産・負債アプローチでは、契約時点でも純資産の増加が生じれば（受領した現金が履行義務の金額を超える場合）収益（「契約時点における収益」）を認識することになる。

契約時点における収益の認識（Selling Revenue）

本プロジェクトにおいては、法的解放金額（企業に残存するすべての債務を履行する法的な責任を引き受けてもらうために、測定日において第三者に支払われなければならない価格）を用いて企業の履行義務を測定することとしているため、顧客から受領した対価とその時点における法的解放金額に差異がある場合には、契約当初において（契約対象の物品・役務の引渡しが行われる前に）収益が認識される。

プロジェクトの現状

「契約時点における収益」認識を含む現在のプロジェクトの方向性についてFASBでは、ボードメンバーの意見の集約ができず、2004年12月以降プロジェクトの進行が止まっている。現在、2005年2月半ばを目処にプロジェクトのあり方についての再検討が行われており、今後方向性が大きく変わる可能性がある。

(3) 包括利益の報告プロジェクト

包括利益は、資本の部で認識されたすべての変動で株主との間で行われる取引を除くものとされる。

当初このプロジェクトでは、損益計算書に代えて、次のような新たな包括利益計算書の導入を検討していたが、2003年5、6月に行ったフィールドビジットの結果などを受けて、2004年にプロジェクトを再スタートさせることが合意された。

- (a) 包括利益計算書は、横に「合計」、「再測定前」及び「再測定」という3欄式の形式を採用する。
- (b) 「再測定」では、反復性のない損益を表示し、「再測定前」では、反復性のある損益を表示する。例えば、棚卸資産の減損や売掛債権の減損は再測定で表示される。
- (c) 業績指標として当期利益概念が強調されることを避けるため「当期利益」を削除（損益計算書で認識されるか資本の部で認識されるかにかかわらず、一旦認識された損益は、実現した時点でリサイクリングすることは許容しない）。

このプロジェクトは、当初英国 A S B と I A S B との共同プロジェクトとしてスタートしたが、フィールドビジットでは、米国 G A A P との統合を図る必要がある点が指摘され、プロジェクトは、F A S B と I A S B との共同プロジェクトに衣替えされた。さらに、A S B J が参加を強く希望したことから、I A S B 側に英国 A S B と A S B J がスタッフを参加させる形のプロジェクトとなっている。

2003年10月に F A S B が現行の包括利益計算書の形式（当期利益とその他の包括利益を分け、その他の包括利益に含まれる損益が実現した時点で当期利益にリサイクリングする方式）を基本的に存続させる方向を打ち出している。2004年4月に、このプロジェクトを次の2つのステップに分け進めることとし、それぞれに示す項目を各段階で検討することが合意された。なお、対象となる包括利益計算書は、すべての業種の包括利益計算書とすることとされた（金融機関等を除外しない）。

セグメントA

- (a) 「継続事業からの当期利益 (net income from continuing operations)」又は「当期利益 (profit or loss)」を含む一計算書方式による包括利益計算書を要求すべきかどうか。
- (b) 要求される主要財務諸表の特定。
- (c) 要求される比較財務諸表及び関連する注記による開示において要求される年数。
- (d) キャッシュ・フロー計算書の表示には、直接法が要求されるべきかどうかの検討。

セグメントB

- (a) 当期利益とその他包括利益の間でのリサイクリングという概念に価値があるかを検討する。価値があると判断された場合には、リサイクルすべき取引と事象の種類の根拠及びいつリサイクルすべきかを検討する。
- (b) それぞれの財務諸表で区分して情報を表示するための首尾一貫した原則を構築する。
- (c) それぞれの財務諸表で報告すべき合計及び小計を定義する（例えば、事業とか財務といった区分）。

新たな方針に基づくプロジェクトは、2005年1月から始動した。

(4) 公正価値オプション

現行IAS第39号の公正価値オプションは、企業の任意の選択で、取引ごとに公正価値による測定を選択できるというものである。これに対して、欧州中央銀行を始めとする規制当局から、現行の公正価値オプションは適用範囲が広く乱用の恐れがあり、また全面公正価値会計へ繋がる危険があるとの懸念が示され、公正価値オプションが適用できる範囲をより限定的にするための改訂を行うことが決定され、2004年4月にその改訂のための公開草案が公表された（コメントの締切りは2004年7月21日）。

改訂公開草案は、次のような内容となっている。

(a) 公正価値オプションの適用可能な金融資産又は金融負債の種類限定（以下の5つの特定のカテゴリーに限定）

- ・ 組込デリバティブを含んだ金融資産又は金融負債
- ・ 契約により、そのキャッシュ・フローが、公正価値で測定される金融資産の運用成績に連動する金融負債
- ・ 金融資産又は金融負債の公正価値の変動が、他の金融資産又は金融負債（デリバティブを含む）の公正価値の変動によってほとんど相殺される場合
- ・ 貸付金及び売掛金以外の金融資産
- ・ 他の基準書が、損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定することを許容又は要求している項目

(b) 「検証可能な公正価値」概念の導入

- ・ 公正価値が検証可能な金融資産又は金融負債にのみ公正価値オプションを適用する（公正価値の検証可能性は、公正価値オプションを使用する場合にのみ要求される）。
- ・ 金融資産又は金融負債の公正価値が検証可能とされるのは、IAS第39号を適用して計算される合理的な公正価値の見積りがあまり大きく変動しない（見積りの範囲の変動性が低い）場合である。
- ・ この検証可能性は「信頼性をもって測定できる」というレベル（売買目的保有、デリバティブ及び売却可能金融資産に分類される項目に適用されるレベル）よりも厳しいレベルとして位置づけられている。

新しいアプローチでは、公正価値オプションの定義を次のように変更する（下記(b)が公正価値オプションに関する記述）。定義の変更の特徴は、公正価値オプションが会計方針の選択であるという点と公正価値オプションの使用がより望ましい会計方針となるような状態はどのような場合かについての原則を明らかにしようとしている点である。多くのボードメンバーが、今回の提案が改訂公開草案の提案より優れている旨を表明した。

「損益計算書を通して公正価値で測定する金融資産又は金融負債は、次の条件のいずれかを満たす金融資産又は金融負債である。

- (a) トレーディング目的に分類されるもの（以下省略）。
- (b) 当初認識時に企業によって損益計算書を通して公正価値で測定するものと指定されるもの。企業は、この指定を次の条件の１つ又はそれ以上を満たす金融資産又は金融負債（又は金融資産又は金融負債のグループ）のみに限らなければならない。
 - (i) 次の理由により、公正価値オプションの使用がより適切な情報をもたらすことになる場合
 - ・ 指定を行わない場合には異なる基準で測定することになるため生ずるミスマッチが、当該指定によって解消される、又は
 - ・ 企業の事業の性質が、金融資産又は金融負債のグループを損益計算書を通して公正価値で測定するものとして指定することによって利用者にとってより有用な情報を提供する。
 - (ii) 損益計算書を通して公正価値で測定するものへ指定する方が、本基準書が要求する測定を適用する場合に比べてより簡易となる場合」

上記(b)(i)は、より適合性があり信頼できる情報を提供できるような会計方針を選択すべきであるというIAS第8号（会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬）の考え方に沿ったものである。公正価値オプションの使用がより適切な情報をもたらすことになる場合は、上記に示した２つの理由に限定されている。また、上記(b)(ii)は、フレームワークが要求する費用対効果の考慮の規定に基づいたものである。

これに加えて、新たな適用ガイダンス案（IFRSの一部となるもの）も示され、その中ではより詳しいガイダンスが示されている。

規制当局は、新しいアプローチでも適用範囲が広く乱用の恐れがあると考えており、2005年3月に公正価値オプションを巡る円卓会議の開催を予定している。

(5) SME会計基準

2003年7月から本格的に稼働し始め、2004年6月にディスカッション・ペーパーが公表された。

本プロジェクトでは、次のようなSME会計基準の作成を目指す（目的）。

- ・ 中小規模企業の会計基準を開発する目的は、中小規模企業の財務報告の負担を軽減することにある。

- ・ そのために、現行 I F R S の表示と開示に関連する部分の簡単化を図ることとし、原則として認識と測定はそのままとする（ただし、費用対効果を考慮する）。
- ・ S M E 基準を作るに当たっては、高い品質の 1 組の会計基準を作るという I A S B の目的と整合した基準を作ることを念頭に置き、将来 S M E が大きくなり I F R S を採用するようになった際にシステム変更が必要ないようにする。
- ・ 財務諸表モデルやチェックリスト、会計処理のフローチャートを提供することによって理解をしやすいとする。

S M E 会計基準の特徴（位置づけ、体裁、I F R S との関係及び S M E 会計基準の名称等）は次の通りである。

- ・ I A S B が作る S M E 会計基準は、各国の法律に基づく財務報告制度とは直接的に関連を持たない。I A S B は、S M E 会計基準の作成を各国に委譲することはせず、I A S B 自らが会計基準を作成する。
- ・ S M E 会計基準の対象となる中小規模企業の定義は定めず、各国の規制当局が S M E 会計基準の各国での適用対象を決定する（I A S B が作成する S M E 会計基準を適用した企業のみが I A S B の S M E 会計基準に準拠しているということができるが、S M E 会計基準を適用すべき対象は基準の中で指定しない）。
- ・ I A S B の概念フレームワーク、I F R S 及びその解釈指針の中から基本となる概念を抽出して S M E 会計基準を作成する。
- ・ 中小規模企業に対する利用者のニーズを勘案して S M E 会計基準を作成するが、その際、現行 I F R S の表示と開示に関連する部分は利用者のニーズに応じて簡単化することを考慮する。しかし、認識と測定に関する規定は原則として I F R S での要求を変更しない（ただし、認識と測定に関する規定も費用対効果を考慮して修正することはあり得る）。
- ・ S M E 会計基準がカバーしていない問題が出てきた場合には、本則である I F R S を適用しなければならないという考え方を採用する。
- ・ S M E 会計基準は、I F R S とは別のものとして出版するが、今後 I A S B がウェブサイトで公表する電子版 I F R S の中には含める。

2004年12月に開催された I A S B 会議で、今後の S M E 会計基準作成に対する方針が次のように変更された。

(a) S M E 基準へのコミットメント

I A S B のボードメンバーの中には S M E 基準を作ろうという本プロジェクトに懐疑的な見解もあるが、改めて I A S B が S M E 基準の設定に積極的に取り組むことが確認された。

(b) S M E 基準は極力簡素化したものとする

S M E 基準では、適用対象を巡って、公的責任のある企業には S M E 基準を適用しないこととするなど適用対象を限定する議論が進められていたが、S M E 基準を採用しようとする会計基準設定主体が適用対象を柔軟に設定できるようにすることを目的に、I A S B が適用対象を限定することを極力避けることが合意された。

(c) 認識と測定に関する差異の存在を認める

これまでの議論では、表示と開示については、利用者のニーズを反映して I F R S と異なる取扱いを認めることとするものの、認識と測定については、原則として I F R S と異なることを認めないという方針で議論が行われてきた。これを改め、認識と測定についても利用者のニーズを反映して I F R S と異なる処理を柔軟に認めることが合意された。

(d) S M E 基準の採用と I F R S の任意適用の関係

S M E が、S M E 基準を適用する際には、S M E 基準をすべて適用すべきであり、一部の会計処理について S M E 基準に代えて I F R S を適用するという I F R S の一部の任意適用は認めないこととすること（S M E 基準に規定があるにもかかわらず、任意に I F R S の規定を適用することは禁止する）すなわち、企業には、I F R S の規定をすべて適用するか、又は S M E 基準を適用するかの二者択一しか認めないこととすることが合意された。

(e) S M E 基準に規定がない場合の取扱い

S M E 基準に規定がないときには、I F R S の本則を必ず参照して会計処理を決めることとすることが合意された。

(f) S M E 基準の体系

S M E 基準は、I F R S のような会計処理の対象となる項目別に規定を定めるのではなく、貸借対照表の項目ごとに規定を編集すること、すなわち、売掛金、有形固定資産又は無形資産といった項目を中心にこれらに適用される規定をまとめるという形式を採用することが合意された。

(g) アドバイザリー・グループの拡大

現在組織されているアドバイザリー・グループにさらに作成者や利用者に加え、メンバーを拡大するとともに、アドバイザリー・グループからより多くの提案を受けられるようにすること。

５．IFRSの一覧(36基準) 2004年12月31日末現在
2000年5月にIOSCOがコア・スタンダードとして承認した30のIAS(”the IASC 2000 standards”といわれている)は網掛けしたものである。

第1号	「財務諸表の表示」	2003.12
第2号	「棚卸資産」	2003.12
第7号	「キャッシュ・フロー計算書」	1992.12
第8号	「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	2003.12
第10号	「後発事象」	2003.12
第11号	「工事契約(改訂)」	1993.12
第12号	「法人所得税(改訂)」	2000.10
第14号	「セグメント報告(改訂)」	1997.8
第16号	「有形固定資産」	2003.12
第17号	「リース」	2003.12
第18号	「収益(改訂)」	1993.12
第19号	「従業員給付(改訂)」	2004.12
第20号	「国庫補助金の会計及び政府援助の開示」	1983.4
第21号	「外国為替レート変動の影響」	2003.12
第23号	「借入費用(改訂)」	1993.12
第24号	「利害関係の開示」	2003.12
第26号	「退職給付制度の会計と報告」	1987.1
第27号	「連結及び分離財務諸表」	2003.12
第28号	「関連会社に対する投資」	2003.12
第29号	「超インフレ経済下の財務報告」	1989.7
第30号	「銀行業及び類似する金融機関の財務諸表に おける開示」	1990.8
第31号	「ジョイント・ベンチャーに対する持分」	2003.12
第32号	「金融商品 開示及び表示」	2003.12
第33号	「1株当たり利益」	2003.12
第34号	「中間財務報告」	1998.2
第36号	「資産の減損」	2004.3
第37号	「引当金、偶発債務および偶発資産」	1998.9
第38号	「無形資産」	2004.3
第39号	「金融商品 認識及び測定」	2004.12
第40号	「投資不動産」	2003.12
第41号	「農業」	2001.2
IFRS第1号	「IFRSの初度適用」	2003.6

審議事項（ 1 ）

第 2 号	「株式報酬制度」	2 0 0 4 . 2
第 3 号	「企業結合」	2 0 0 4 . 3
第 4 号	「保険契約」	2 0 0 4 . 3
第 5 号	「処分のために保有される非流動資産と廃止事業」	2 0 0 4 . 3
第 6 号	「鉱物資源の探査と評価」	2 0 0 4 . 1 2

以 上